

第1章

第4次地域福祉活動計画の背景



第1章 第4次地域福祉活動計画の背景

1. 全社協 福祉ビジョン2020より

「住み慣れた地域で、安心して、いきいきと暮らしたい」誰もが願うことではないでしょうか。しかしながら地域では、貧困、虐待、社会的孤立、少子・高齢化、自然災害等さまざまな福祉課題が複雑化、多様化しており、このような課題の背景には、住民同士のつながりの希薄化や核家族化の進展等があると考えられます。これまで団塊の世代¹が後期高齢者²になる2025年問題が注目されていましたが、近年はこれに加えて、いわゆる団塊ジュニア世代³が前期高齢者⁴となる2040年問題⁵がクローズアップされています。

2040年の社会の姿を想定し、全国社会福祉協議会が取りまとめた「全社協 福祉ビジョン2020」（2020年2月）の中では、以下の内容が問題提起されています。（出典：全社協 福祉ビジョン2020）

高齢者について

- ・高齢化の進展により、介護需要は確実に増大し、介護離職も大きな課題となっています。介護需要の増大に応じたサービス供給量の増加とともに、介護費用の増加が想定され、介護保険料の上昇が見込まれています。
- ・2025年には65歳以上の認知症高齢者は全国で約700万人になると想定され、5人に1人が認知症高齢者になると推測されています。さらに2040年には802万人に達すると推測され、介護サービスの需要増加のペースが早くなると見込まれています。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯も増加しています。2040年にはひとり暮らし高齢者世帯が896万世帯、高齢夫婦のみ世帯は687万世帯、あわせて総世帯数の31.2%になるという推計もあります。

障害者について

- ・障害者人口は2019年5月現在、937万人、うち在宅で生活している障害者は約362万人と推計されています。
- ・近年は、福祉施設や在宅から地域社会での自立生活へ、また、就労系福祉サービスから一般就労への移行が進められています。一方、内閣府「障害者に関する世論調査」

1 第一次ベビーブーム（1947年～1949年）が起きた時期に生まれた世代を指す。

2 75歳以上の高齢者

3 1971年～1974年に生まれた世代を指す。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

4 65歳～74歳の高齢者

5 2040年の日本と世界で予想される、人口減少、少子高齢化、労働力の減少、社会保障費の増大、地球温暖化、気候変動、食糧問題、AIによる仕事減少、医者不足等々の問題のことをいう。

(2017年)によると、障害者差別解消法⁶を「知っている」人は21.9%にとどまり、「知らない」と答えた人が77.2%となっています。

- ・地域共生社会⁷の実現に向けて、あらためて社会全体で障害のある人びとへの理解を促進する必要があります。

子どもについて

- ・子ども（0～15歳未満）人口は2019年4月現在、約1,533万人で総人口比は12.1%でした。
- ・2019年の出生数は90万人を割り込み、2030年には15歳未満人口は1,312万人になると推計されています。
- ・今後も少子化の進行は止まらないものと見込まれており、子どもを産み育てる環境の整備が喫緊の課題となっています。
- ・少子化により、地域によっては保育所等の定員割れや事業廃止が生じることが予測されます。
- ・児童虐待件数は増加し、児童虐待はますます深刻化しています。2018年の児童虐待相談対応件数は15万9,850件で、前年度より2万6,072件（19.5%）増え、DVも約10.6万件と過去最高を更新しています。
- ・2015年の子どもの貧困率は13.9%とやや改善したものの、いまだに7人に1人の子どもが貧困状況にあります。とりわけ、ひとり親家庭（とくに母子家庭）の貧困率が高く、「母子家庭の就労率は85%と高いにもかかわらず、約7割が年間就労収入200万円未満という状況にある」と指摘されています。
- ・子どもたちの健やかな育ちを切れ目なく支援していくためには、子どもや家庭を地域のなかで支える仕組みとしての子ども家庭支援体制の整備を構築するとともに、財政支援の強化が喫緊の課題です。

生活困窮者について

- ・生活保護受給者は2019年9月時点で約207万人、受給世帯数は約164万世帯でした。
- ・生活保護受給世帯のうち、高齢者世帯の増加が顕著です。またバブル経済⁸崩壊後の不況期に就職難だった、いわゆる就職氷河期世代⁹への支援が急務になっています。

6 すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定された法律。

7 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。

8 不動産や株式などの資産価値が実体経済とかけ離れて高騰すること。下落基調に転じると過熱状態が一気にしぼんで持続性に欠けることから、泡（バブル）になぞらえた。

9 社会的に就職難となった時期の通称。就職氷河期に該当する世代は2000年前後に大学を卒業した、現在において30代後半から40代後半を迎える世代のことだとされる。

- 2015年には、制度の狭間の諸課題等に対し、地域での柔軟な取り組みを促進するための新たなセーフティネットとして生活困窮者自立支援制度¹⁰が創設されました。
- 2018年には生活困窮者自立支援法について、制度創設から3年後の見直しが行われ、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化や生活保護世帯の子どもへの進学支援等を盛り込むかたちで改正されています。
- 生活困窮者自立相談支援事業では、2018年の新規相談者の実績は約23.7万人、そのうち就労支援に結びついたものは約2.5万人となっています。日本経済の長期的な低迷や社会的孤立を背景に、引き続きセーフティネット機能の拡充が課題になっています。

地域共生社会の実現について

- 2018年施行の社会福祉法等では「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりや包括的な支援体制の整備のための地域福祉推進の理念を規定し、地域福祉計画を各福祉分野の計画の上位計画に位置づけました。
- 地域共生社会づくりに向けた理念を実現するための包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策として、既存の制度施策分野を超えて、断らない相談支援、参加支援、地域づくりの支援の取り組みの方向等が提起されています。

権利擁護の推進について

- 認知症高齢者の増加に伴い、意思決定支援が重要になってきています。2018年度の成年後見制度¹¹の申立件数は36,549件（前年度比2.3%増）であり、日常生活自立支援事業¹²の契約件数は54,797件（前年度比2.4%増）と利用者が増加しています。市区町村社会福祉協議会（以下、市区町村社協）において、法人後見¹³を行っている社協は408（全市区町村社協の21.3%）であり、市民後見人¹⁴を育成している社協は215（11.2%）になっています。
- 今後も増え続けていく要請に応えるためには、体制整備と運用改善が重要であり、社協の役割として法人後見を実施し、市民後見人を養成していくことが必要です。
- 職員に対し福祉の本質である権利擁護の重要性を理解するよう図っていく必要があります。また、地域住民等に対しても、人権意識を啓発し、差別や偏見を解消していく取り組みを図っていくことが大切です。

10 「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習などさまざまな面で支援するもの。

11 認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度。

12 福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を行う事業。

13 社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が、成年後見人、保佐人、もしくは補助人になることをいい、親族または弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人などが個人で成年後見人に就任した場合と同様に、法人が本人の保護・支援を行うこと。

14 市区町村が実施する養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人などとして選任された人のこと。

自然災害への対応について

- 毎年のように自然災害が全国で発生しています。高齢者の増加に伴い、要支援者が増加する一方、地域のなかで活動することのできる避難支援等関係者が減少し、支援にあたる関係者の負担が増加することが想定されます。
- 大規模自然災害発生時に、福祉組織・関係者による被災地での福祉支援活動を十分に行うことができるよう、平時からの備えが必要です。社協の災害ボランティアセンター¹⁵の設置・運営のための経費、福祉の専門職による災害派遣福祉チーム(DWAT)¹⁶の派遣・活動への財政支援、被災した福祉施設等の復旧支援費等の確保が重要な課題です。

地域社会の変容について

- 都市部では、人口集中が進むなかで高齢化が急進し、住民が抱える課題も多様化・複雑化していくと推測されます。その一方、地方部では若者を中心に人口が流出し、経済活動が低下するとともに、交通インフラ¹⁷や社会資源の減少等によるいわゆる買い物難民等買い物や移動に困難を生じる人びとが発生し、地域社会の維持が困難になっていくことが予想されます。
- 日本に暮らす外国人住民は2019年1月現在、その1年前と比較し約17万人増加し、約270万人になっています。日本人口が減少するなか、日本に暮らす外国人は年々増加しており、こうした地域のなかの外国人住民と交流し、ともに生きる社会づくりが求められています。外国人住民と共存するためには、文化や生活習慣の違いを相互に理解することが大切です。言語の壁のために、子どもの就学準備が難しい、予防接種や児童手当等の手続きができないなどの課題も指摘されています。さらに、約2万人の外国籍の子どもが不就学状況にあるとの調査結果もあり、対応が必要とされています。

15 被災した地域の社会福祉協議会やボランティア活動に関わっている関係団体、行政が協働して担うことが多い。主な役割としては、被災地のニーズ把握、ボランティアの受け入れ、人数調整、機材の貸し出し、活動の実施、報告・振り返りとなる。

16 災害発生時に社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士など福祉関係者によって構成されたチームが、避難所などにおいて、支援を必要としている人に対して、他機関と連携した福祉的支援を行う。(DWAT: Disaster Welfare Assistance Team)

17 インフラは「産業や生活の基盤として整備される施設」を指し、交通インフラとは公共交通機関のことをいう。

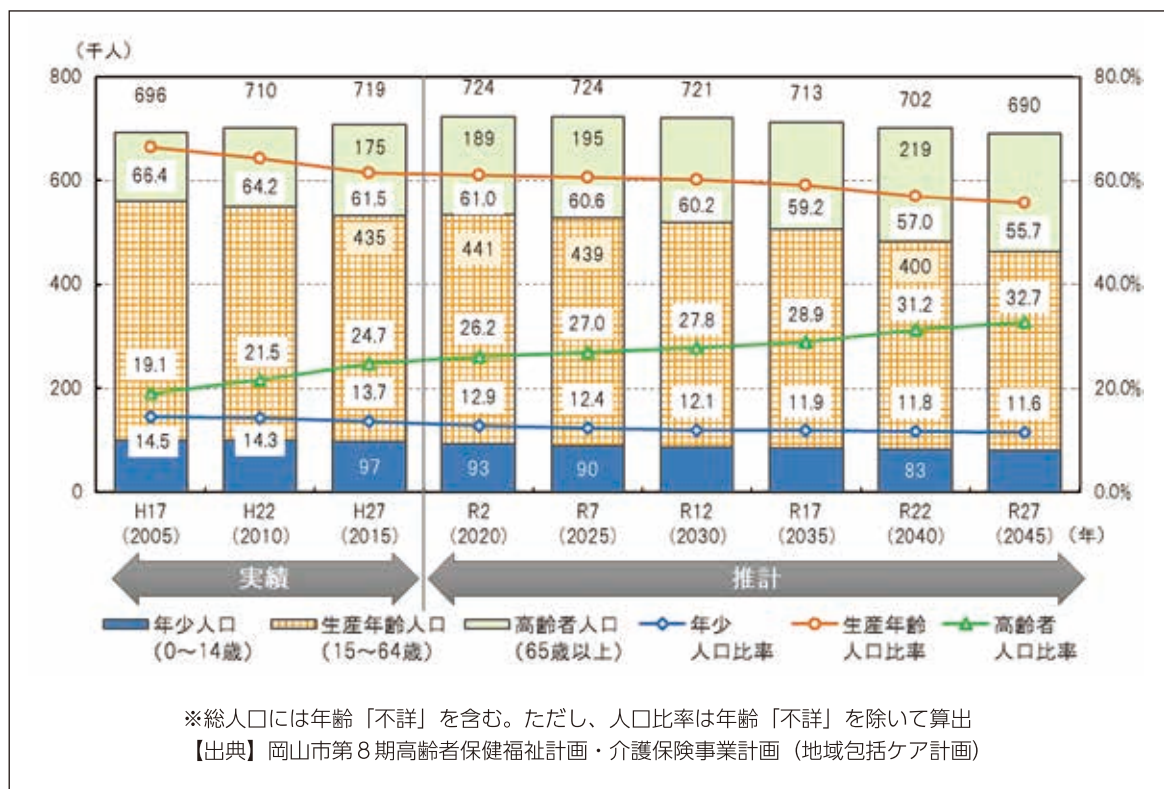
2. 岡山市を取り巻く状況

岡山市の統計資料等から

岡山市の人口

- 総人口は、令和22（2040）年には約70万2千人となり、平成27（2015）年時点の約71万9千人より、約1万7千人減少する見込みです。
- 高齢者人口の増加が続く一方で、介護や看護等の担い手ともなる、年少人口¹⁸・生産年齢人口¹⁹は長期的に減少し続ける見込みです。

岡山市の総人口の動向と長期的な推計人口



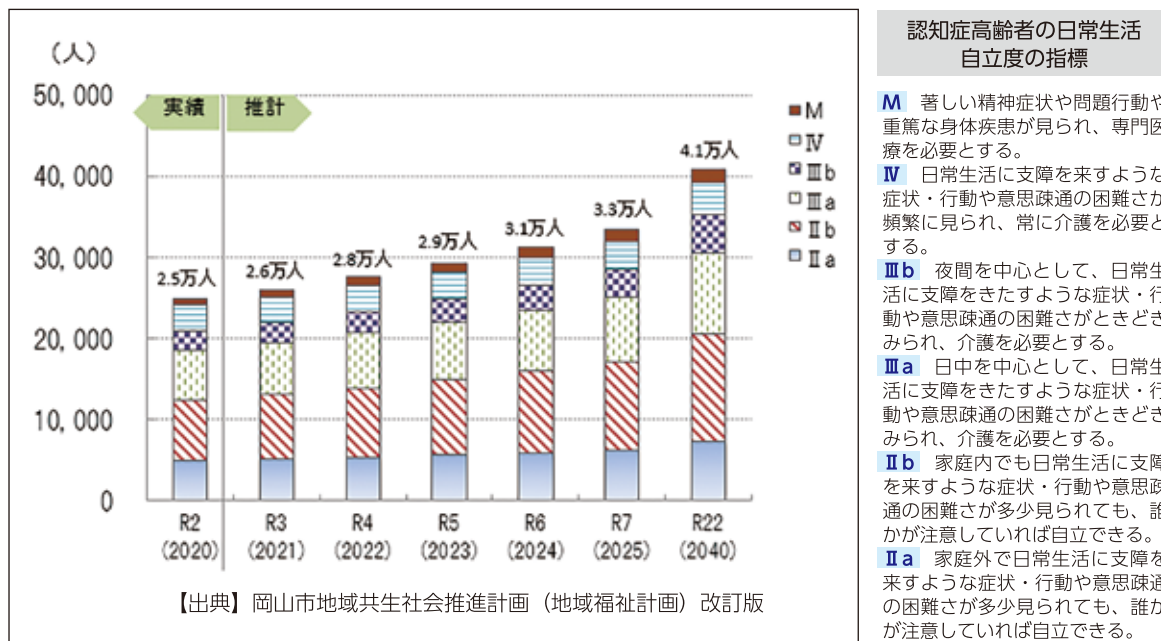
- 平成27（2015）年から見ても5年間で0歳～14歳、15歳～64歳は減少し、65歳以上の人口は増加しました。

18 0歳～14歳

19 15歳～64歳

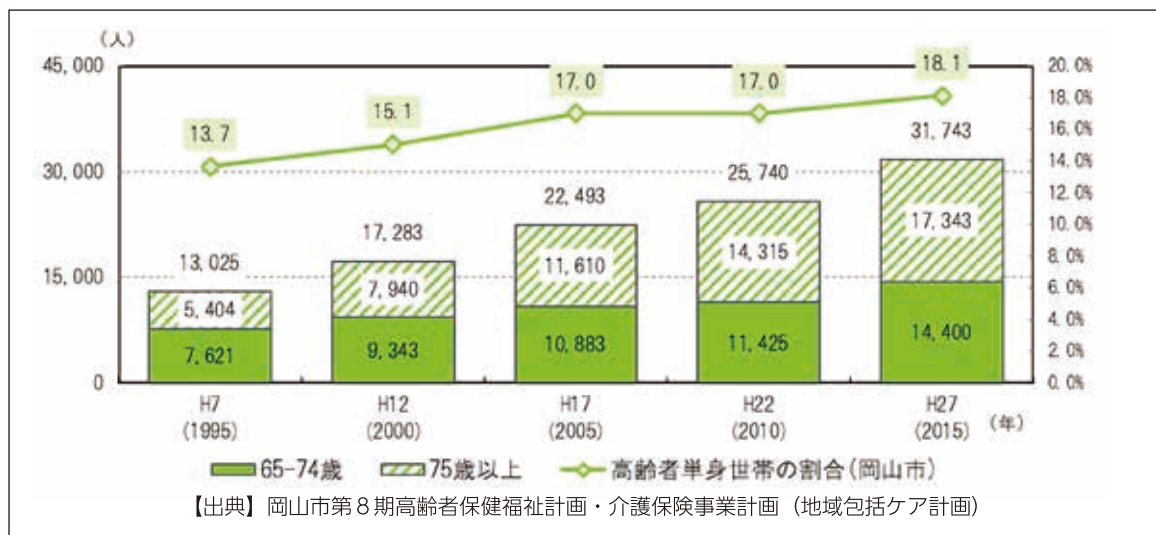
岡山市の認知症高齢者数推計

- 認知症高齢者は、団塊の世代が75歳になる令和7（2025）年には、約3.3万人、令和22（2040）年には約4.1万人に達する見込みです。



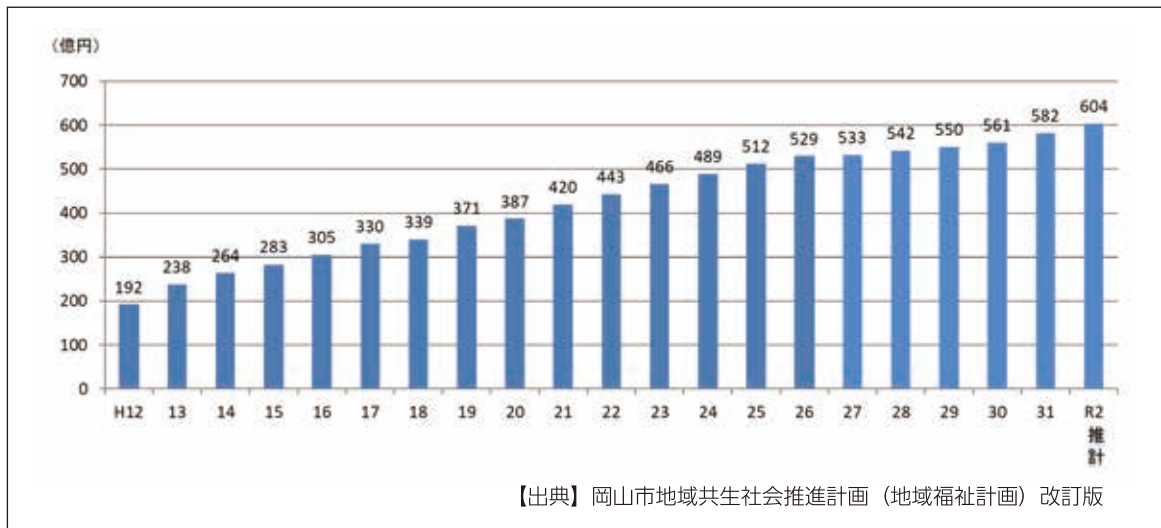
岡山市の高齢者単身世帯数の推移

- 単身高齢者は、平成27（2015）年時点で31,743人であり、高齢者全体に占める割合は18.1%と平成7（1995）年からの20年間で約2.4倍に増加しています。
- 特に、75歳以上の高齢者単身世帯は平成27（2015）年に17,343人となり、平成7（1995）年からの20年間で約3.2倍になるなど増加が顕著となっています。



岡山市の介護給付費の推移

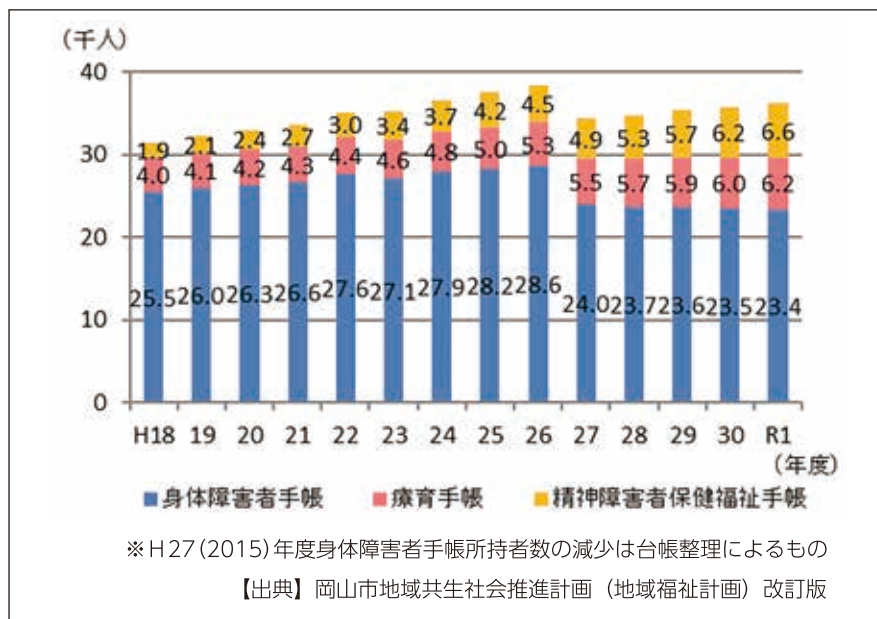
- 介護給付費²⁰は、介護保険制度が始まった平成12（2000）年から平成31（2019）年の19年間で、約3倍となっており、今後も増加が予想されます。



障害者支援

岡山市障害者手帳所持者数推移

- 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は年々増加しています。



20 介護保険サービスを提供した事業所に払われるお金のこと。

子ども・子育て支援

- 岡山市の生活保護世帯の子どもの割合、児童扶養手当²¹受給世帯の子どもの割合、就学援助の認定を受けている小中学生の割合は近年減少傾向にあります。経済的に困窮している小中学生の割合は、約14%となっています。

経済的に困難な状況にある岡山市のこどもの割合

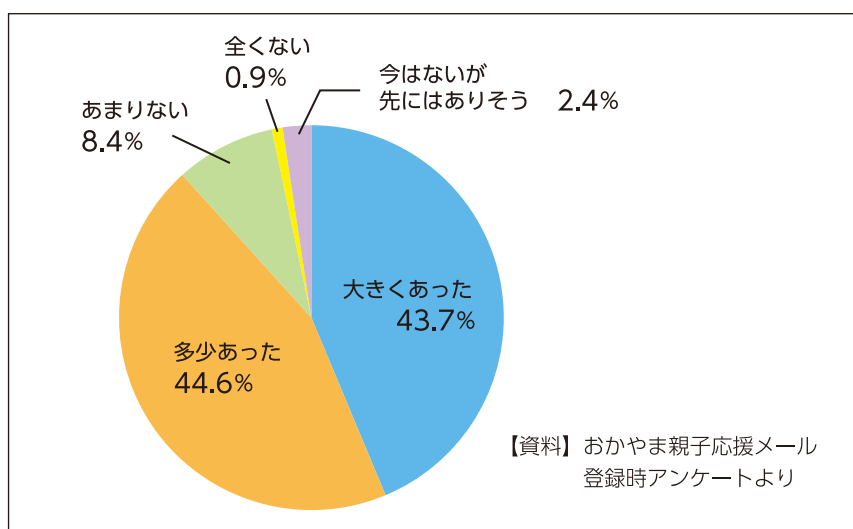
(%)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
生活保護世帯の子どもの割合	1.65	1.56	1.49	1.43	1.35
児童扶養手当受給世帯の子どもの割合	7.90	7.55	7.34	7.19	7.10
就学援助の認定を受けている小中学生の割合	15.70	14.95	14.55	14.80	14.01

【資料】 こども福祉課作成

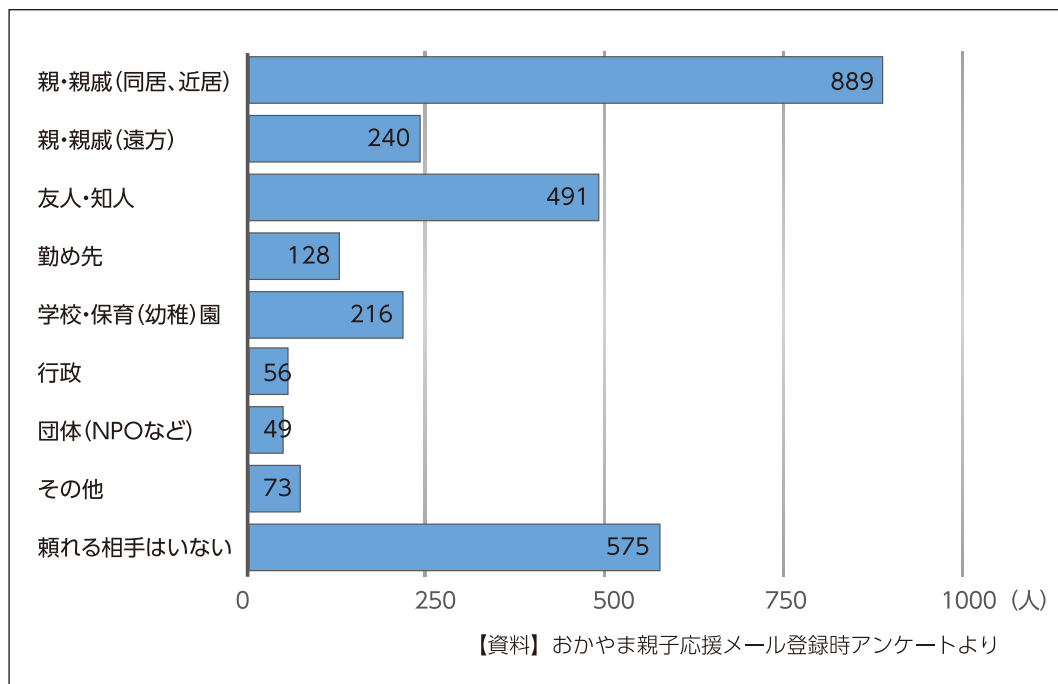
新型コロナウイルス感染症による影響（困りごとや不安など）の有無

- 令和2年7月に創設した「おかやま親子応援メール」（就学援助世帯、児童扶養手当受給世帯を中心に令和3年1月12現在1,946人が登録）の登録時アンケートによると、約9割が新型コロナウイルス感染症拡大による影響や不安があると答えており、生活困窮家庭への影響の大きさがうかがえます。また同アンケートで約3割が困った時に頼れる相手がいないと答えており、生活困窮世帯の孤立の様子がうかがえます。



21 父または母のいない児童や父母がいない児童を養育している場合に、児童福祉の増進を図ることを目的として支給する手当のこと。

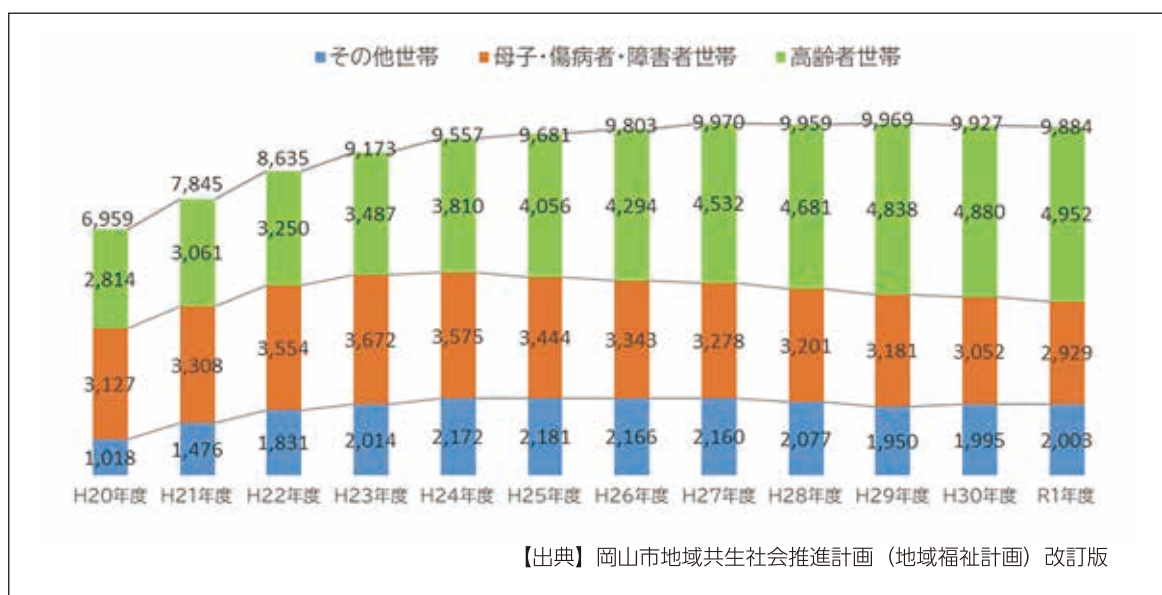
困りごとがあった時に頼れる相手（複数選択可）



生活保護

- ここ数年、生活保護受給世帯は、ほぼ横ばいで推移していますが、高齢者世帯は増加傾向にあります。

世帯類型別・生活保護受給世帯の推移



生活困窮者自立相談支援

- 平成27年4月の法律施行に基づき開始された生活困窮者自立相談支援事業（通称：岡山市寄り添いサポートセンター）への相談は年々増加しています。また令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響で失業や減収となった方等に住居確保給付金や生活福祉資金特例貸付など関連した支援を行っており、今後も相談は増加すると思われます。

生活困窮者自立相談支援事業の実績

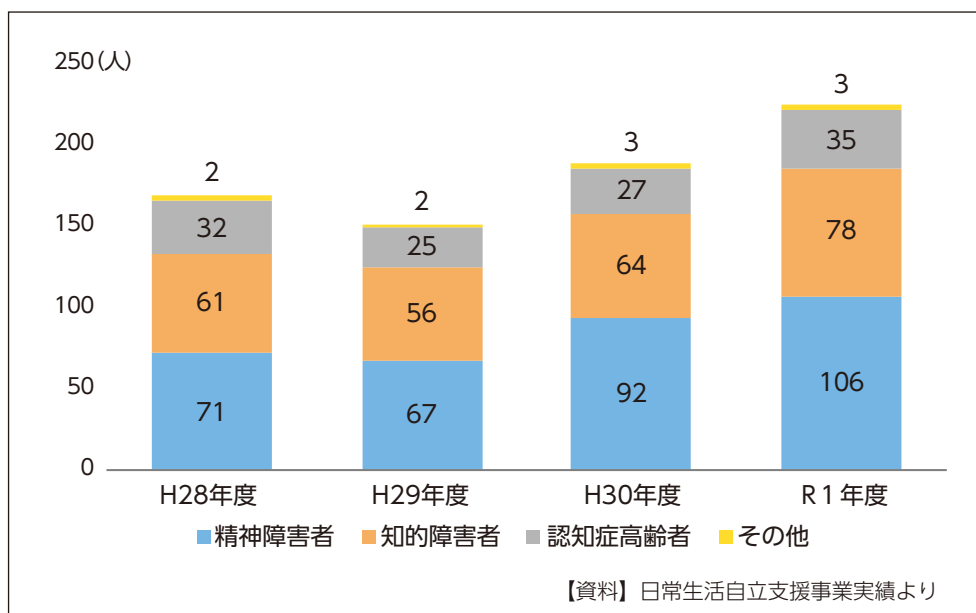
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
新規相談受付け数	946人	1,018人	1,111人	1,122人
プラン策定数	261件	485件	464件	558件
住居確保給付金	34件	7件	14件	36件
就労者数	92人	101人	123人	105人

【資料】岡山市寄り添いサポートセンター実績より

権利擁護の推進

- 日常生活自立支援事業の利用者のうち精神障害者の方が一番多く、次に知的障害者が多くなっています。認知症高齢者の利用はここ数年では全体の15～16%となっています。精神障害者・知的障害者の利用者が今後も増加すると思われます。

日常生活自立支援事業実利用者数



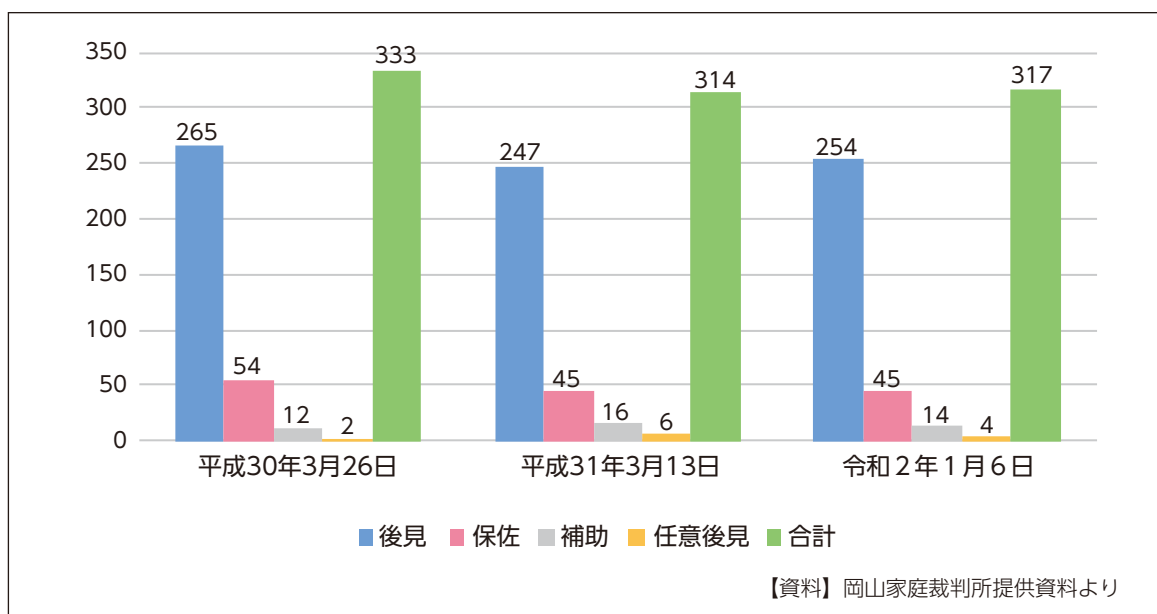
- 成年後見制度はここ数年において、後見は増加傾向、保佐・補助・任意後見²²は横ばいといった状況です。
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行後においても年間の制度開始申立は増えていない状況もあり、広報・啓発をはじめ、相談支援をする「岡山市成年後見センター」の役割が重要となると考えられます。

岡山市の成年後見制度管理継続件数

	平成29年7月10日	平成30年11月16日	令和元年7月10日	令和2年1月6日
後 見	1,532	1,623	1,621	1,708
保 佐	370	379	380	396
補 助	130	133	135	142
任意後見	17	18	17	18

【資料】岡山家庭裁判所提供資料より

後見人等選任数（前年に開始申立し継続中のもの：岡山市）



22 法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれ、本人の精神上の障害の程度によって区別されます。後見は判断能力を欠く常況にある者を保護し、保佐は判断能力が特に不十分な者を保護します。補助は判断能力が不十分な者を保護します。任意後見とは、自分の判断能力が衰えてきた時に備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）を誰にするか、将来のその人に何を支援してもらうか、自分で決めておくことができる仕組みです。

自然災害

- 平成30年7月豪雨災害では、数十年に一度と言われるほどの記録的な豪雨となりました。特に7月6日夜から7日未明にかけては大雨特別警報が発令され、岡山市内でも堤防の決壊や河川の氾濫により住宅への浸水だけでなく市内各所で道路の冠水や土砂崩れが発生するなど甚大な被害が発生しました。
- 豪雨災害の発生を受け災害ボランティアセンターを7月11日に北区（大供公園）と東区（上道公民館）の2か所に開設しました。被災された家屋から家財の搬出や畳上げ・泥だし、家屋の消毒・清掃などの復旧作業に延べ約8,300名の方々がボランティアとして活動しました。

【平成30年7月豪雨災害 岡山市被害状況】

○人的被害（人）

負傷者	4
-----	---

○住家被害（戸）

全壊	13
半壊	1,192
床上浸水	1,036
床下浸水	3,783

【資料】岡山市地域防災計画 資料編



平成30年7月豪雨災害



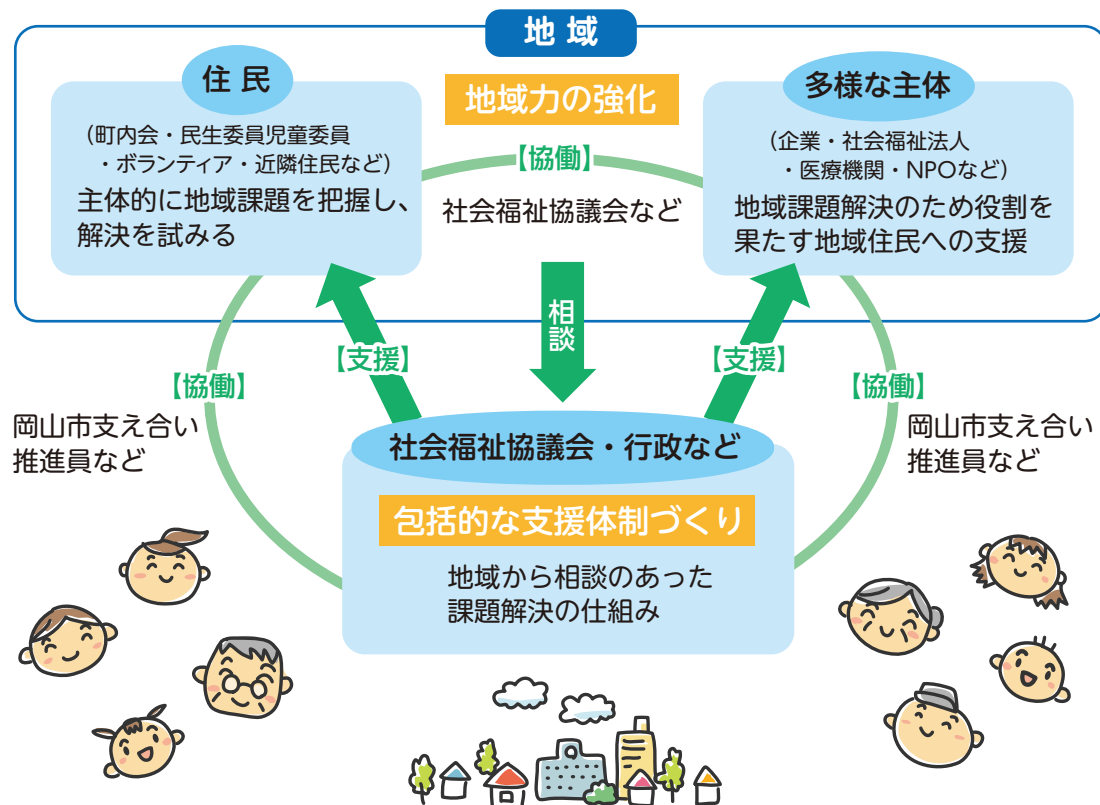
「全社協 福祉ビジョン2020」「岡山市を取り巻く状況」から見えてくる課題



それぞれが抱える生活課題は複雑多様化し、さまざまな社会問題も深刻化
 “だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる”ためには……



福祉のまちづくり



3. 第4次地域福祉活動計画の位置づけ

「第3次地域福祉活動計画」、「第4次発展・強化計画」策定時に次期計画については2つの計画を統合する予定であることを明記していました。

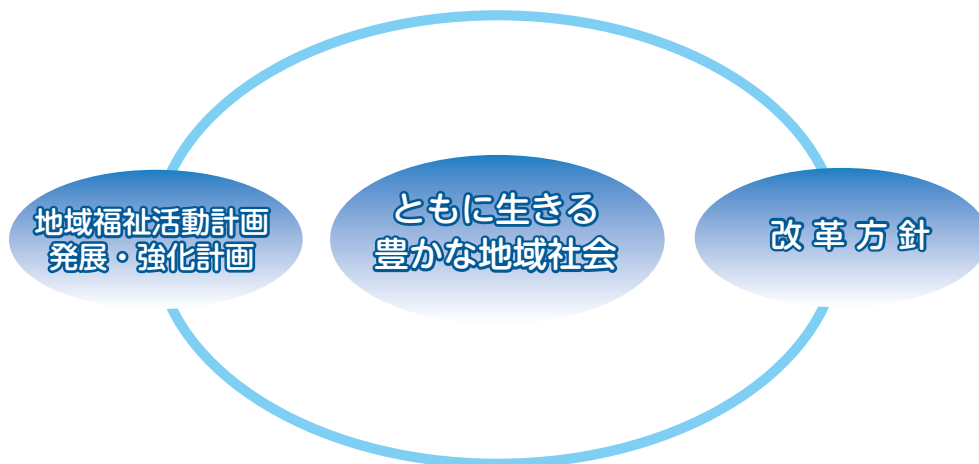
「第4次地域福祉活動計画」は下記の2つの計画を統合した計画となります。

地域福祉活動計画 ・ ・ 地域の住民や各種団体が主体的に参加して策定する活動・行動計画

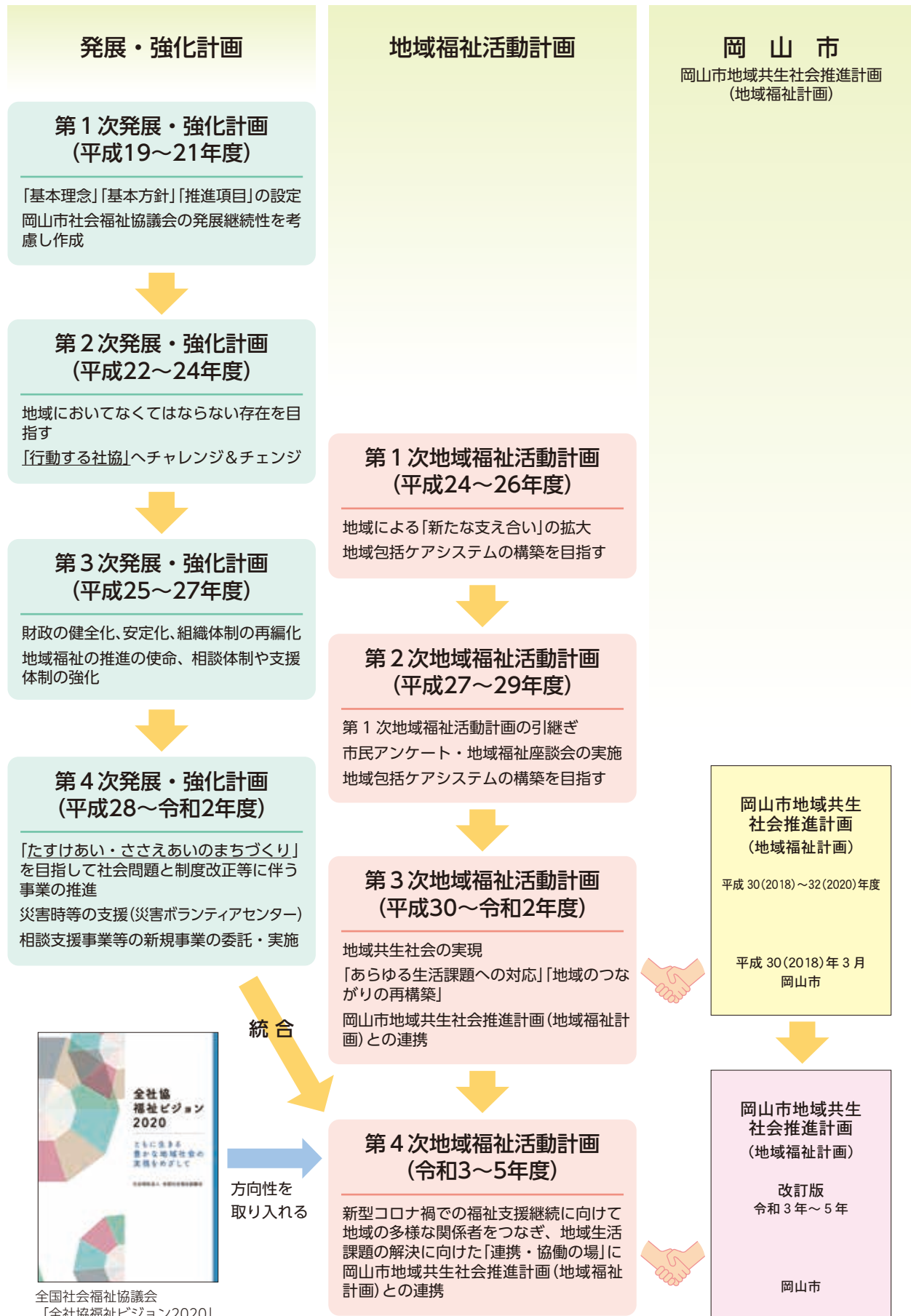
発展・強化計画 ・ ・ ・ 事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務に関する具体的な取り組みを明示した計画

計 画 名	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
地域福祉活動計画	〈第2次〉		〈第3次〉			〈第4次〉		
発展・強化計画	〈第4次〉							
改 革 方 針								

改 革 方 針 ・ ・ ・ 岡山市社会福祉協議会が本来担う事業を着実に実施するために、事業・組織体制についての改革を中期的な視点で立てた方針



地域福祉活動計画と発展・強化計画 統合のながれ



岡山市地域共生社会推進計画との連携

岡山市が地域共生社会を推進するために基本的な方向性や行政施策について定めた「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」の中で、岡山市社会福祉協議会は地域共生社会を推進する中心的担い手として期待されています。

岡山市地域共生社会推進計画（第5章）では、岡山市社会福祉協議会の主軸となる4事業として

1. 地域支え合いの推進
2. 生活困窮者支援と総合相談支援体制の構築
3. 権利擁護の推進
4. 社会福祉事業を行う団体などとのネットワークづくり

があげられ、岡山市と岡山市社会福祉協議会が連携し取り組むことが明記されています。

岡山市が目指す地域共生社会の実現に向け、本計画でも4事業を重点的に取り組むこととし「岡山市地域共生社会推進計画」とともに地域共生社会の実現を目指します。

本計画の期間も岡山市地域共生社会推進計画と同じく3ヶ年といたします。

